



なかつたように思われます。いずれにせよこの鬼来迎が、数百年にわたり伝承されてきたことは、単なる農村娯楽というより、深い生活信仰の対象であったとともに、人間社会のあやまりのない行動の必要性をさとしていたからでもあろう。

伝承する虫生部落は、戸数わずか二十六戸ですが先に鉄筋コンクリートで用具保存庫を建築したので続いて、舞面の特にいたみの激しい二面を模写製作する一方、演技は深田正治さんほか二十代の若者に引き継がれ、完全な保存伝承がされています。

しかし、この舞台に使われていた地藏堂(本堂)が、昨年九月の台風で山くずれの土砂に押しつぶされ、舞台のない鬼来迎になりました。



「本堂再建の見通しは暗く、何年先になるかわからないが、文化財の保存と伝承は今日の私達のつとめだ」と語っておりました。

だが、去る七月十六日は「舞台がなくても文化財は守ろう」と、部落の青年は、つぶされた本堂跡に古材を利用した仮舞台をつくり多数の見物人の前で公演をしました。台風のつめ跡もあらわな山はだを見やり鬼来迎保存会の深田正雄会長は、

↑ 賽の河原  
鬼に追われている子供達を  
地藏菩薩が救う

→ 亡者をさげゆでにする赤鬼・黒鬼

文化遺産を永く後世に保存し、活用することは、いつの代にもかわらぬ大事な使命です。しかしこれをめぐる破損、滅失、火災等不慮の事故はやはり跡を絶ちません。そこで町の文化財審議委員会(越川作衛会長)は、緊急にこの問題を解決するため、私たちの身のまわりにある民俗資料をしゅう集する一方、文化財に指定する等、適切な措置を講ずるよう、答申をしました。

- この答申によって八匠教育委員会は民俗資料のしゅう集、保存につとめることにしました。
- 民俗資料とは
- (一) 衣服装身具・飲食用具・光熱用具・家具調度等の衣食住に用いられるもの
  - (二) 農具・漁猟具・紡織用具等の生産・生業に用いられるもの
  - (三) 運搬具・舟車・飛脚用具等の交通・運輸に用いられるもの
  - (四) 計算具・計量具・看板・鑑札等の交易に用いられるもの
  - (五) 贈答用具・警防・刑罰用具等社会生活に用いられるもの
  - (六) 祭祀具・法会具・偶像類等信仰に用いられるもの



鬼来迎保存会の皆さん

- こわい鬼のいる中で一段と可愛、チビツ子出演者
- (七) 曆類・医療具等民俗知識に関して用いられるもの
  - (八) 楽器・面・玩具等民俗芸能・娯楽遊戯に用いられるもの
  - (九) その他年中行事に用いられるもの
- 等々があります。
- これら資料の使用年代は別に問いません。最近まで使用されていた物でも皆さんのご家庭で、もし処分するものがあつたり、あるいはお心当りのものなどがありましたら、役場の青少年対策室までご連絡ください。係員がお伺いし、適切な方法を協議いたします。そして皆様ともども貴重な遺産の保存につとめましょう。

